

平成 29 年度調布市人事行政の運営等の状況

地方公務員法の一部が改正され、平成 17 年 4 月 1 日から地方公共団体は職員の給与や勤務条件等の人事行政の運営状況について公表することが義務付けられました。

当市においても平成 17 年 6 月に「調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年 12 月から「調布市人事行政の運営等の状況」を市報並びに市ホームページにおいて毎年公表しております。

市の職員の給与、職員定数や勤務条件などは、法律に基づき市議会の議決によって定められた条例や、これに基づく規則などによって規定されています。この公表は、その人事・給与制度がどのように運営され、どのような状況にあるかを、市民の皆さんに、より一層ご理解いただくために公表するものです。

平成29年12月

公 表 項 目		頁
1	<u>職員の任免及び職員数に関する状況</u>	1
2	<u>職員の競争試験及び選考の状況</u>	5
3	<u>職員の人事評価の状況</u>	6
4	<u>職員の給与の状況</u>	6
5	<u>職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u>	11
6	<u>職員の休業の状況</u>	14
7	<u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u>	14
8	<u>職員のサービスの状況</u>	15
9	<u>職員の退職管理の状況</u>	16
10	<u>職員の研修の状況</u>	17
11	<u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u>	21
12	<u>東京都市公平委員会の業務状況</u>	23

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況

(単位:人)

職 種	平成 28 年 4 月 1 日		平成 28 年 4 月 2 日～ 平成 29 年 3 月 31 日		平成 29 年 4 月 1 日	
	職員数 (うち採用数)		採用者数	退職者数	職員数(うち採用数)	
事務	802	(19)	8	27	811	(27)
事務(社会福祉)	8				10	(2)
司書	41			1	40	(1)
児童指導員	8				8	
学芸員	6	(3)			6	
保育士	139	(4)	1	1	141	(2)
介護士	7				7	
土木	41	(2)			41	
建築	34	(2)		1	33	
電気	11	(3)			11	
機械	5				5	
化学	2				2	
保健師	39	(2)		2	38	(1)
看護師	2				2	
栄養士	28	(4)		3	29	(4)
作業療法士	1				1	
言語聴覚士	1				1	
自動車運転手	3	(1)		1	2	
業務員	44	(1)			44	
給食調理員	47				47	
計	1,269	(39)	9	36	1,279	(37)

※ 都交流採用職員, 再任用フルタイム勤務職員等を含み, 再任用短時間勤務職員を除きます

(2) 事由別退職者数(平成 28 年度)

事由	定年	勸奨	普通	懲戒	分限	失職	死亡	その他	計
人数	14 人	2 人	12 人	0 人	0 人	0 人	3 人	3 人	34 人

※ (1)の退職者数のうち, 都交流採用職員等を除きます

(3)昇任試験の実施状況と昇任者数

下記の試験受験資格等に従い、上位の職層に昇任をしています。

【平成 28 年度に実施した昇任試験選考】

昇任試験名	試験受験対象職層	試験受験資格(基準日 H28.3.31)		合格者数	昇任者数	昇任後の職層	昇任時期
		満年齢	在級資格等				
係長職昇任試験選考(通常任用)	主任	満 29 歳以上 60 歳未満	行政職給料表(1) 2 級に在級し、かつ、主任職歴 2 年以上	21 人	21 人	係長	H29.4
係長職昇任試験選考(専任任用)	主任	満 42 歳以上 60 歳未満	行政職給料表(1) 2 級に在級し、かつ、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、福祉健康部で、主任職歴 3 年以上	2 人	2 人	係長	H29.4
主任職昇任選考(短期任用)	主事	満 27 歳以上 36 歳未満	行政職給料表(1) 1 級に在級し、かつ、平成 28 年 4 月 1 日以前に採用された者	40 人	40 人	主任	H29.4
主任職昇任選考(長期任用)	主事	満 36 歳以上 60 歳未満	行政職給料表(1) 1 級に在級し、かつ、平成 28 年 4 月 1 日以前に採用された者	6 人	6 人	主任	H29.4
	技能主事	満 27 歳以上 60 歳未満	行政職給料表(2) 1 級に在級し、かつ、平成 28 年 4 月 1 日以前に採用された者	3 人	3 人	主任	H29.4

【平成 27 年度に実施した昇任試験選考】

昇任試験名	試験受験対象職層	試験受験資格(基準日 H28.3.31)		合格者数	昇任者数	昇任後の職層	昇任時期
		満年齢	在級資格等				
係長職昇任試験選考(短期任用)	主任	満 34 歳以上 42 歳未満	行政職給料表(1) 2 級に在級し、かつ、主任職歴 2 年以上	11 人	11 人	係長	H28.4
係長職昇任試験選考(長期任用)	主任	満 42 歳以上 60 歳未満	行政職給料表(1) 2 級に在級し、かつ、主任職歴 2 年以上	7 人	7 人	係長	H28.4
主任職昇任選考(短期任用)	主事	満 28 歳以上 36 歳未満	行政職給料表(1) 1 級に在級し、かつ、次のいずれかに該当する職員	35 人	35 人	主任	H28.4

			ア 経験者採用職員 イ 上級試験採用職員 で、平成 27 年 4 月 1 日 以前に採用された者 ウ 中級試験採用職員 で、平成 25 年 4 月 1 日 以前に採用された者 エ 初級試験採用職員 で、平成 23 年 4 月 1 日 以前に採用された者				
	技能主事	満 34 歳 以上 41 歳未満	行政職給料表(2) 1 級 に在級し、かつ、平成 20 年 4 月 1 日以前に採 用された者	0 人	0 人		
主任職昇任 選考 (長期任用)	主事	満 36 歳 以上 60 歳未満	行政職給料表(1) 1 級 に在級し、かつ、次のい ずれかに該当する職員 ア 経験者採用職員 イ 上級試験採用職員 で、平成 27 年 4 月 1 日 以前に採用された者 ウ 中級試験採用職員 で、平成 25 年 4 月 1 日 以前に採用された者 エ 初級試験採用職員 で、平成 23 年 4 月 1 日 以前に採用された者	4 人	4 人	主任	H28.4
	技能主事	満 41 歳 以上 60 歳未満	行政職給料表(2) 1 級 に在級し、かつ、平成 20 年 4 月 1 日以前に採 用された者	1 人	1 人	主任	H28.4

(4)部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

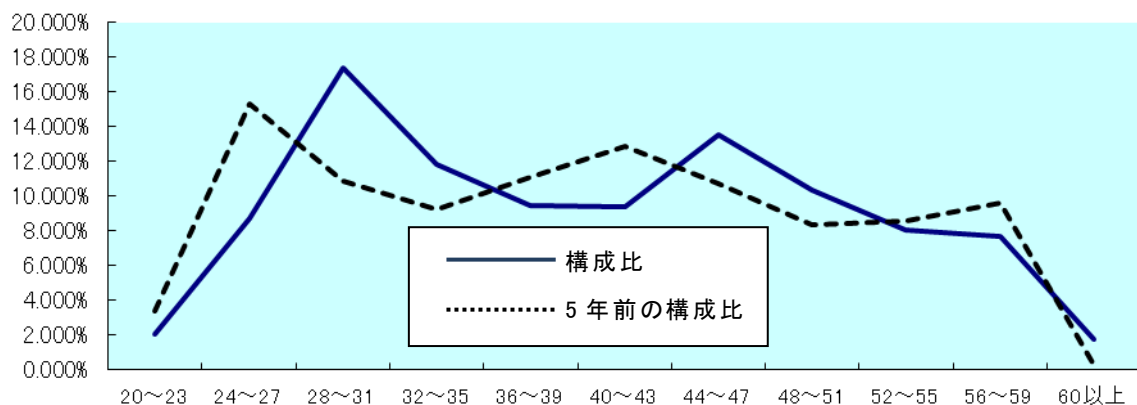
(単位:人)

部門		区分	職員数			対前年増減数	
			平成27年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年
普通会計部門	一般行政部門	議会	12	12	13	0	1
		総務	243	243	247	0	4
		税務	69	68	67	△1	△1
		民生	380	386	397	6	11
		衛生	101	103	99	2	△4
		労働	1	1	1	0	0
		農林水産	5	5	5	0	0
		商工	15	15	15	0	0
		土木	133	131	129	△2	△2
		小計	959	964	973	5	9
		教育部門	210	207	209	△3	2
	小計	1,169	1,171	1,182	2	11	
会計部門 公営企業等	下水道	16	16	16	0	0	
	その他	72	71	70	△1	△1	
	小計	88	87	86	△1	△1	
合計			1,257	1,258	1,268	1	10

※ 一部事務組合への派遣職員等を除きます

(5)職員の年齢構成(平成29年4月1日現在)

区分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人 26	人 111	人 222	人 151	人 121	人 120	人 173	人 132	人 103	人 98	人 22	人 1,279



2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施状況(平成 28 年度実施分)

(単位:人)

実施 時期	区分	職 種	第1次試験		第2次試験		第3次試験		第4次試験	
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
H28.5	上級	事務	186	57	51	15	14	9	/	
		電気	6	3	3	0	0	0		
	中級	保育士	4	2	2	0	0	0		
H28.7	上級	事務	535	186	153	71	42	20	15	14
		事務 ※	3	1	1	1	1	1	1	1
	中級	事務 ※	1	0	0	0	0	0	0	0
		司書	68	11	10	3	3	1	0	0
H28.9	上級	事務 ※	2	0	0	0	0	0	/	
		社会福祉	14	10	8	3	3	3		
		土木	2	0	0	0	0	0		
		建築	5	2	2	0	0	0		
		機械	3	0	0	0	0	0		
	中級	保育士	33	20	13	4	2	2		
栄養士		11	7	6	2	2	2			
H28.12	上級	保健師	22	13	10	1	1	1	/	

※身体障害者対象

3 職員の人事評価の状況

【勤務成績評定】

区 分	内 容
評定の対象者	係長職以下の全職員
評定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的かつ公正で信頼性の高い人事管理を実施するため ・職員の人材育成 ・職員のモラルの向上・士気の向上
評定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
評価基準日	平成 29 年 1 月 1 日
評定の方法	5 段階による絶対評価
評定項目	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績（仕事の質・仕事の量） ・勤務態度（規律性・協調性・積極性・責任性） ・勤務能力（職務知識・判断力・企画力・折衝力・指導力）

【目標管理型勤務評定】

区 分	内 容
評定の対象者	課長補佐職以上の職員
評定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的かつ公正で信頼性の高い人事管理を実施するため ・職員の人材育成 ・職員のモラルの向上・士気の向上
評定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
評価基準日	平成 29 年 1 月 1 日
評定の方法	5 段階による絶対評価
評定項目	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成度（難易度に応じた目標の達成水準） ・プロセス（目標達成に向けた職務遂行の過程で発揮された能力や取組姿勢） ・サービス（業務に従事する中における法令遵守，職場環境の向上の取組等）

4 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成 28 年度普通会計決算)

住民基本台帳 人口 (平成29年 1月1日)	歳入額(A)	歳出額(B)	実質収支 (A)-(B)	人件費(C)	人件費率 (C)/(B)	(参考) 平成 27 年度の 人件費率
人 229,886	千円 89,753,737	千円 85,795,274	千円 3,333,774	千円 11,271,617	% 13.1	% 13.2

(2)職員給与費の状況(平成 28 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B)/(A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
1,169	4,170,316	1,481,430	1,867,121	7,518,867	6,432

※1 職員手当には退職手当は含まれていません

※2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の普通会計部門の人数(教育長除く)です

※3 職員給与費は、人件費から退職手当、議員報酬、社会保険料の事業主負担分である共済費などを除いたものです。なお、特別会計の職員給与費は含まれていません。

(3)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
調布市	40.5 歳	313,653 円	435,203 円	48.8 歳	341,209 円	419,083 円
東京都	41.5 歳	314,841 円	445,081 円	49.3 歳	293,011 円	395,511 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	50.6 歳	286,833 円	—

※1 「平均給料月額」とは、平成 29 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。ただし、期末・勤勉手当は含まれていません

(4)職員の初任給の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分		調布市	東京都	国	
一般行政職	大学卒	182,700 円	182,700 円	総合職	182,700 円
				一般職	178,200 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円	146,100 円	

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	264,953 円	323,460 円	352,040 円
	高校卒	—	—	—

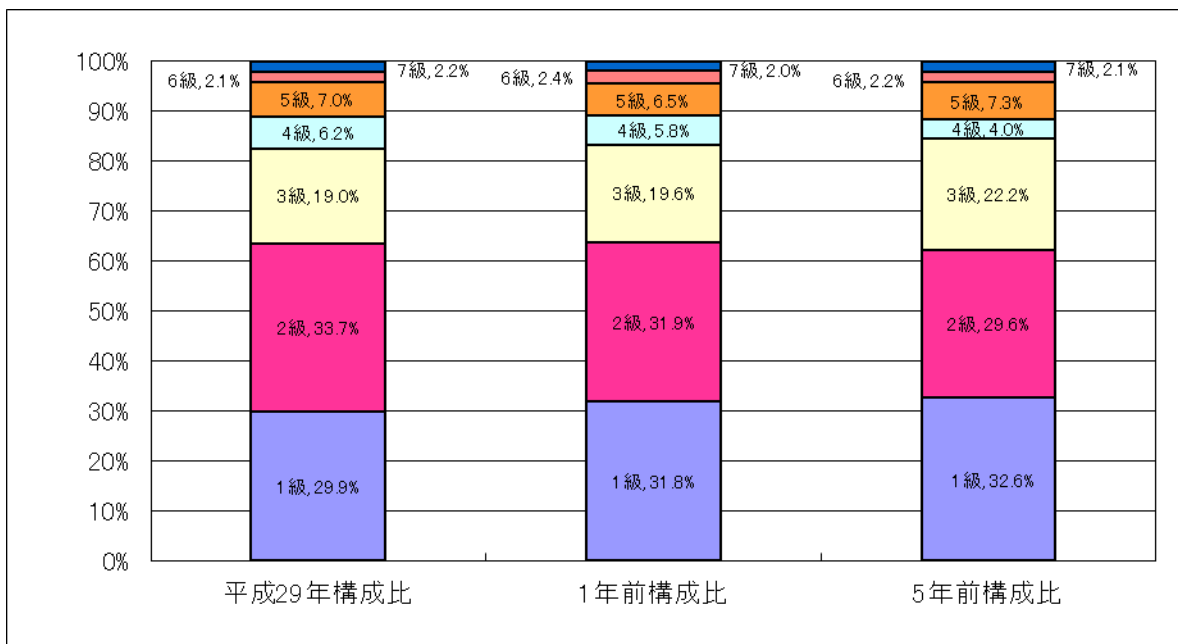
(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主任	係長	課長補佐	課長	次長	部長	
職員数	260 人	293 人	165 人	54 人	61 人	18 人	19 人	860 人
構成比	29.9%	33.7%	19.0%	6.2%	7.0%	2.1%	2.2%	100.0%
1 年前構成比	31.8%	31.9%	19.6%	5.8%	6.5%	2.4%	2.0%	100.0%
5 年前構成比	32.6%	29.6%	22.2%	4.0%	7.3%	2.2%	2.1%	100.0%

※1 調布市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です

※2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です

※3 構成比は、合計が100%になるように調整しています



(7) 昇給への人事評価結果の反映状況

1. 人事評価の実施状況

地方公務員法第 23 条の 2 に基づき、毎年 1 月 1 日を評定日として人事評価を実施しています。

2. 昇給への人事評価結果の反映状況

人事評価結果の昇給への反映は、平成 24 年度より実施しています。また、目標管理型勤務評定の結果につきましては、平成 23 年度より反映しています。

(8) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当(平成 28 年度)

区分	調布市		東京都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.125 月分 (0.65 月分)	0.85 月分 (0.4 月分)	1.225 月分 (0.65 月分)	0.85 月分 (0.4 月分)	1.225 月分 (0.65 月分)	0.80 月分 (0.40 月分)
12 月期	1.225 月分 (0.70 月分)	0.95 月分 (0.45 月分)	1.375 月分 (0.80 月分)	0.95 月分 (0.45 月分)	1.375 月分 (0.80 月分)	0.90 月分 (0.40 月分)
3 月期	0.25 月分 (0.1 月分)	—	—	—	—	—
計	2.60 月分 (1.45 月分)	1.8 月分 (0.85 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.8 月分 (0.85 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.7 月分 (0.80 月分)
加算措置の 状況	職制上の段階, 職務の級等 による加算措置 有り		職制上の段階, 職務の級等 による加算措置 有り		職制上の段階, 職務の級等 による加算措置 有り	
1 人当たり 平均支給額	1,582 千円		—		—	

※ ()内は, 再任用職員に係る支給割合です

② 退職手当(平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給率	調布市		国	
	自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
勤続 20 年	23.50 月分	23.50 月分	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	31.50 月分	31.50 月分	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	45.00 月分	45.00 月分	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	45.00 月分	45.00 月分	49.59 月分	49.59 月分
加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1 人当たり平均支給 額(平成 28 年度)	8,793 千円	23,436 千円	—	

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は, 平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 地域手当(平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給率	16%	支給対象職員数	1,319 人
支給実績(平成 28 年度決算)			790,254 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 28 年度決算)			595,519 円

④ 時間外勤務手当

平成 28 年度	支給実績	417,635 千円
	支給職員 1 人当たり平均支給年額	315 千円
平成 27 年度	支給実績	407,381 千円
	支給職員 1 人当たり平均支給年額	307 千円

⑤ その他の手当(平成 29 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	差異の内容	支給実績 (平成 28 年度 決算)	支給職員 1 人 当たり平均支 給年額(平成 28 年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,500 円 ②扶養親族である子 (職員に配偶者のない 場合) 13,500 円 ③その他 6,000 円 (16 歳から 22 歳の間 の子 4,000 円加算)	異なる	支給対象者 の区分と金 額が相違	104,738 千円	228,187 円
住居手当	世帯主(これに準ずる者 を含む)のうち、満 34 歳に達する日以後の最 初の 3 月 31 日までの間 にある者で自ら居住す るため住宅を借り受け、 家賃を支払っているも のに 15,000 円	異なる	支給要件と 金額が相違	45,141 千円	60,673 円
通勤手当	①交通機関等の利用者 運賃等相当額 ②交通用具(自動車等) の使用者 片道の使用 距離に応じた額	異なる	交通用具使 用者の使用 距離区分が 相違	106,333 千円	92,625 円
給料の特別 調整額	管理又は監督の地位にあ る職員のうち特に指定す るものに支給 給料月額 100 分の 20 を超えない範囲内 において定める額	異なる	支給区分と 金額が相違	139,559 千円	861,478 円
休日勤務手 当	勤務 1 時間当たりの給料 等の額に 100 分の 135 を 乗じて得た額の合計額	同じ		4,976 千円	24,635 円

※ 「(8)職員手当の状況」では、再任用短時間勤務職員の支給額を含んでいます

(9)特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区分		給料月額等
給料	市長	1,035,000 円
	副市長	895,000 円
	教育長	830,000 円
議員報酬	議長	640,000 円
	副議長	580,000 円
	議員	550,000 円
期末手当	市長	(平成28年度支給割合)
	副市長	6月期 1.975月分
	議長	12月期 2.175月分
	副議長	3月期 0.25月分
	議員	計 4.40月分 (算定方式) (給料月額+給料月額×20/100)×支給割合
退職手当	市長	(算定方式) (1期の手当額) 給料月額×400/100×在職年数 16,560,000 円
	副市長	給料月額×300/100×在職年数 10,740,000 円

※ 退職手当の「1期の手当額」は、平成29年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です(支給時期は任期満了時)

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間、休憩時間の概要

8:30	12:00	13:00	17:15
勤務時間	休憩時間	勤務時間	

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。勤務時間の途中に60分の休憩時間があります。

なお、児童館、保育園、図書館など上記の勤務時間とは異なった時間で勤務している職場もあります。

(2)年次有給休暇の取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

区分	平成26年平均取得日数	平成27年平均取得日数	平成28年平均取得日数
年次有給休暇	13.3日	13.5日	13.9日

(3)その他の休暇制度(平成 29 年 4 月 1 日現在)

年次有給休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種類	具体的な内容	付与日数	平成 27 年 取得者数	平成 28 年 取得者数
病気休暇	疾病, 受傷した場合に, 医師の診断に基づき認められる休暇	90 日以内	78 人	85 人
公民権行使等休暇	公民としての権利又は義務の行使のための休暇	必要と認められる時間	0 人	0 人
ドナー休暇	骨髄移植のために骨髄液提供希望者として登録を実施するため, または骨髄液提供のために認められる休暇	骨髄提供に要する日または時間	0 人	0 人
妊娠出産休暇	出産前後の休養にあてるため休暇	16 週間(多胎妊娠の場合は 22 週間) 以内	35 人	35 人
早期流産休暇	妊娠初期において流産し, 安静加療を要するため又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のための休暇	流産した日の翌日から起算して, 引き続く 7 日以内	3 人	2 人
妊娠障害休暇	妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇	10 日以内	10 人	13 人
母子保健検診休暇	母子健康保健法に基づく保健指導及び健康診査を受けるための休暇	必要と認められる時間	15 人	24 人
妊婦通勤時間	妊娠中に混雑している公共交通機関を利用して通勤している場合に認められる休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ 30 分又はいずれか一方に 60 分の範囲内	11 人	20 人
育児時間	生後 1 年 3 か月未満の生児を養育する職員に認められる休暇	1 日 2 回それぞれ 45 分 1 日 2 回以内かつ 90 分を超えない範囲内で 15 分単位の承認も可	16 人	13 人
出産支援休暇	男性職員が配偶者の出産に当たり, 子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の予定日前 8 週間又は出産の翌日から起算して 8 週間の範囲内で, 7 日以内	30 人	32 人

子供の看護休暇	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の看護のための休暇	5日以内 (子が複数の場合10日以内、 H22.6までは6日以内)	218人	254人
生理休暇	生理日の勤務が困難な場合の休養として与える休暇	1回あたり2日まで	96人	86人
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合等の休暇	結婚休暇：引き続く6日以内 忌引休暇：親族により1日～10日以内	208人	222人
災害事故休暇	職員の現住居が地震等の災害により滅失、毀損した場合、交通機関の事故等による場合の休暇	必要と認める日数又は時間	307人	635人
夏季休暇	夏季における元気回復等を目的とした休暇	5日以内	1,290人	1281人
リフレッシュ休暇	勤続年数11・21・31年目の職員が心身の活性化や、豊かな人間性及び活発な創造性の増進を図るための休暇	勤続年数10年：3日以内 勤続年数20年：5日以内 勤続年数30年：5日以内	72人	89人
ボランティア休暇	職員が自発的に報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うための休暇	5日以内 (24年12月まで、被災地関連の場合は、7日以内)	0人	2人
短期の介護休暇	日常生活を営むことに支障がある者の介護や必要な世話をを行う場合の休暇	5日以内 (複数の場合10日以内)	66人	83人

(4) 介護休暇の取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位又は時間単位で取得することができます。

区分	平成26年取得者数	平成27年取得者数	平成28年取得者数
介護休暇	4人	6人	5人

6 職員の休業の状況

(1) 育児休業・部分休業の取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、育児休業は、子が3歳に達するまでの期間で取得することができます。部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、1日2時間以内で30分を単位として取得することができます。

区分	平成26年取得者数	平成27年取得者数	平成28年取得者数
育児休業	58人	81人	71人
部分休業	36人	47人	56人

(2) 配偶者同行休業・自己啓発休業の取得状況

配偶者同行休業は、配偶者が、外国で勤務する場合や外国の大学に在学している等を理由として、外国に滞在している場合、最長3年取得することができます。

自己啓発休業は、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとき、大学等課程の履修のための休業にあっては2年、国際貢献活動のための休業にあっては3年取得することができます。

区分	平成28年取得者数
配偶者同行休業	2人
自己啓発休業	0人

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(平成28年度)

区分	降任	免職	休職	計
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	9人	9人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に因る起訴	0人	0人	0人	0人
欠格条項該当	0人	0人	0人	0人

(平成27年度)

区分	降任	免職	休職	計
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	13人	13人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人

廃職, 過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に因る起訴	0人	0人	0人	0人
欠格条項該当	0人	0人	0人	0人

(2)懲戒処分者数

(平成 28 年度)

区分	免職	停職	減給	戒告	計	訓告等
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は職務怠慢	0人	0人	0人	0人	0人	0人
非行行為	0人	2人	0人	0人	2人	1人

(平成 27 年度)

区分	免職	停職	減給	戒告	計	訓告等
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は職務怠慢	0人	0人	0人	0人	0人	0人
非行行為	0人	0人	0人	0人	0人	0人

8 職員のサービスの状況

(1)サービスに関する基本原則の概要

サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」(地方公務員法第 30 条)と規定し、次のようなサービス上の制約を課しています。

基本原則	概要
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令等及び上司の職務上の命令については、従わなければなりません。
職務に専念する義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

(2)職務専念義務免除の状況

職務専念義務免除の主な内容	27年度承認件数	28年度承認件数
研修を受ける場合	3件	8件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	582件	627件
職員団体の運営のために特に必要な限度内でその会社又はその業務に参加する場合	633件	662件
上記以外に任命権者が相当と認める場合	129件	125件
計	1,347件	1,422件

(3)営利企業等の従事制限の状況

営利企業等の従事制限の区分	27年度承認件数	28年度承認件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員に就任すること	0件	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	0件	0件
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事すること	12件	26件
計	12件	26件

9 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第3号)により、地方公共団体においては職員の退職管理に関する事項を条例等で定め、適正な管理を行うこととされています。調布市においては、平成28年4月1日から「調布市職員の退職管理に関する条例」及び「調布市職員の退職管理の運営等に関する規則」を制定し、元職員による働きかけの規制や再就職状況の届出等を義務付けています。

10 職員の研修の状況

(1) 第2期調布市人材育成基本方針(目指すべき職員の将来像)

調布のまちに愛着と誇りをもち、市民に信頼され、意欲的にチャレンジする職員

調布市では、平成16年10月に策定した「調布市人材育成基本方針」に基づき、研修内容の充実をはじめ、人事・給与制度改革の推進や職場環境の向上に取り組んできました。

平成25年度からの新たな基本構想に掲げたまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け、これまでの成果や課題等を踏まえ、調布市の人材育成に係る基本的な考えを明確にするため、平成25年3月に第2期となる人材育成基本方針を策定し、人材育成を体系的かつ計画的に推進することにしました。

第2期調布市人材育成基本方針での目指すべき職員の将来像は、第1期における取組成果を引き継ぐとともに、市政の担い手としての自覚と責任を認識し、平成25年度からスタートした第5次調布市総合計画に基づくまちづくりを主体的かつ積極的に推進していくよう、「調布のまちに愛着と誇りをもち、市民に信頼され、意欲的にチャレンジする職員」としました。

そしてその将来像を実現するための「4つのアプローチ」と「人材を育成していく環境づくり」を掲げ、それぞれに具体的な取組である「人材育成のための実行プラン」を定めました。

4つのアプローチ

- ・市民ニーズを的確に捉え、市民と協働してまちづくりを推進する
- ・コスト意識をもち、業務のスキルや質の向上を図る
- ・チャレンジ意欲をもち、周囲も引き込む行動力を身に付ける
- ・お互いに成果を共有し、組織力（チーム力）を高める

人材を育成していく環境づくり

- ・職員の積極性や意欲を喚起する職場づくり
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進し、安心して働き続けられる職場づくり



(2) 職員研修実施状況(平成28年度)

1 市独自研修

区分	研修名	対象者	主な研修内容、テーマ等	日数	受講人数(人)	
職層研修	新任研修	新規採用職員	市役所職員としての意識と自覚, 基本的知識	8日	26	
		年度途中採用職員		1日	9	
	新任主任職研修	主任職昇任職員	主任職の役割, リーダーシップを発揮するために必要なスキルの習得	1日	42	
	主任職研修	主任職昇任後2年以上	主任職として求められる職員像の再認識, タイムマネジメント技法を用いた効果的・効率的な行政運営の意識の醸成	2日	21	
	係長職研修	係長職	係長職の役割, 部下後輩の指導育成(接遇含む。)及び職場の活性化	2日	15	
再任用職員研修	再任用職員	職場環境の変化への適応, 再任用職員としての意識と役割の再確認	1日	9		
実務研修	新任実務研修	新規採用職員	文書管理システム, 出退勤システム, グループウェア	半日	25	
	FAST操作研修	新規採用職員及び希望者	財務会計システム操作実務	半日	44	
	中堅職員実務研修	在職8年程度	適宜必要な中堅職員としての課題及び実務	1日	57	
	新任係長職実務研修	係長職昇任職員	適宜必要な新任係長職としての課題及び実務	2日	21	
	係長職実務研修(偶数年実施)	係長職	適宜必要な係長職としての課題及び実務	1日	36	
	新任管理職実務研修	管理職昇任職員	適宜必要な新任管理職としての課題及び実務	1日	17	
	管理職研修【人事評価制度(基礎)】	管理職昇任職員	勤務成績評定制度の本質(職員の能力・育成開発)と基本的ルールの再確認, 評定者間の意思統一	半日	17	
	管理職実務研修(奇数年実施)	課長・課長補佐職	適宜必要な管理職としての課題及び実務	半日		
	再任用職員実務研修	新規及び希望する再任用職員	パソコン操作初級・文書管理システム	1日	7	
	窓口対応スキルアップ研修	新規採用職員	窓口サービスアンケート調査	半日	31	
新任接遇フォローアップ研修	新規採用職員	仕事に対する心構え及びビジネスマナーの再確認, コミュニケーション力の習得	1日	30		
接遇スキルアップ研修	在職2年程度	クレーム対応及び電話対応の基本と応用(スキルアップ)	2日	37		
ビジネスライティング研修	在職2年程度	わかりやすく, 的確で正しく情報が伝わる文章作成のポイント	1日	45		
コミュニケーション研修	在職3年程度	コミュニケーションの基礎スキル, 対面能力の向上, よりよいコミュニケーションとは	1日	40		
キャリアデザイン研修	在職3年程度	自分の知識・経験等を客観的に見つめ直し, 今後のキャリア目標等についての意識づけを図る	1日	40		
政策法務基礎研修	在職4年から5年程度	政策法務について基本的知識の習得	2日	81		
プレゼンテーション研修	在職6年程度	効率的・効果的説明説得方法, 好感を持たれる態度・話し方	1日	64		
政策形成能力開発研修	在職8年程度	政策形成の理論, 手法, 企画立案能力の養成	2日	45		
能力開発研修	中堅職員接遇研修	在職9年程度	接遇の基本と人間関係, コミュニケーションの理論と実践	1日	42	
	タイムマネジメント研修	在職4年程度	作業効率の高め方, 自己の業務改善	1日	37	
		在職15年から25年程度		1日	27	
	接遇感度向上研修	在職25年から30年程度	接遇マナーの理論と実践	1日	20	
	女性のためのキャリア開発セミナー	主任職・主事職の女性職員	女性職員のキャリア開発の一環として, 職務に対する意欲と能力の向上	2日	38	
	ネゴシエーション研修	係長職	折衝・交渉力の強化・実践	1日	20	
	管理職マネジメント研修(偶数年実施)	課長職昇任1年から2年程度	業務の効率的・効果的な推進や危機管理等, 管理職に求められるマネジメント力の向上	1日	10	
	チューター管理者研修	新規採用職員が配属となる所属課長及び係長	所属課長及び係長の役割や組織の役割を認識, マネジメント能力の向上	半日	19	
	チューター養成研修(前期)	新規採用職員を指導する職員	チューターの役割, 新規採用職員の指導方法	1日	22	
	チューター養成研修(中期)			1日	28	
	チューター養成研修(後期)			半日	25	
	特別研修	体験型研修	新規採用職員	地域活動への参加, 振り返り	半日	27
		姉妹都市職員交流研修(調布から木島平へ)	新規採用職員及び前年度途中採用職員	村民や村職員等との交流, 村内見学, 体験学習	3日	32
タウンウォッチングセミナー		在職4年から5年程度	車椅子乗車体験, 盲人ガイド訓練	半日	50	
職場研修推進員研修		係長職(庶務担当)	職場研修のニーズ発見法・技法・実施計画方法の習得	半日	21	
市民参加推進研修		全職員	参加と協働のまちづくりの実践に必要な知識, 市民参加手続き手法の習得	半日	51	
電話応対コンクール		在職3年から10年程度	ビジネスにおける応対マナー及び電話応対技能の向上	16回程度	4	
安全運転講座		全職員	安全運転に関する知識及び最近の交通事故の傾向と対策	半日	88	
ハラスメント防止研修		係長職以下の職員	職場のハラスメント防止に対する課題認識, その実態や問題点への対応	半日	130	
市統一テーマ研修「コンプライアンス意識の向上」		職場研修推進員(各庶務担当係長等)及び希望者	調布市職員に求められるコンプライアンスの再確認	半日	73	
法令遵守研修		全職員	不正や不祥事が自治体や職員にもたらす影響の理解, 法令遵守の意義や重要性の再確認	半日	1276	
フラワーキングママセミナー(H28年度から実施)		保育園が内定し, 平成29年度に職務復帰を予定している女性職員	産休・育休の間, 職務から離れていた女性職員の復帰に向けた不安の軽減	半日	11	
女性の健康管理セミナー(H28年度から実施)		在職3年目の女性職員	女性特有の身体の変化を理解し, 今後の働き方を考える契機にする	半日	16	
普通救命講習		全職員	心肺蘇生法, 自動体外式除細動器(AED)の使用法	半日	362	

2 東京都町村職員研修所

区分	研修名	対象者	主な研修内容、テーマ等	日数	受講人数(人)		
基礎部門	新任研修(Ⅰ期)	採用後1年未満	人権尊重、公務員倫理、地方自治制度、地方財政制度、地方公務員制度	4日	24		
	新任研修(Ⅱ期)		自治体法務、自治体政策	2日	22		
	係長新任	公務員倫理・メンタルヘルス	係長職1年未満	公務員倫理、メンタルヘルス	1日	21	
		仕事と人のマネジメント		仕事と人のマネジメント	2日	23	
	課長新任	公務員倫理・ハラスメントの防止・メンタルヘルス	課長(課長補佐)職1年未満	公務員倫理、ハラスメントの防止、メンタルヘルス	1日	16	
		管理者の役割		管理者の役割	2日	15	
	部長研修	部長職	行政をめぐる今日的課題	半日	2		
	階層別研修	問題解決	在職3年程度	実務的な事例の研修を通じて、問題の原因を把握し、解決する技法を学ぶ。	2日	39	
		中堅職員の役割	在職7年程度	中堅職員の役割を認識し、組織で必要とされるコミュニケーション(OJT・コーチング等)について学ぶ。	2日	64	
		政策プレゼンテーション	在職11年程度	与えられたテーマに関する解決策を立案、提案することを通じて、論理的・多面的思考、説得力のあるプレゼンテーションなど、効果的な提案を行うための手法を学ぶ。	3日	22	
		ベテラン職員の役割	在職20年以上	組織の中で求められる役割を認識するため、今までの経験を振り返り、必要とされる能力・姿勢について学ぶ。	半日	18	
		アサーティブコミュニケーション(主任・主事)	相手の立場に配慮しつつも、言いにくいことを伝える技術を学びたい職員	アサーティブコミュニケーション(管理・監督者)	コミュニケーションの重要性、アサーティブな表現とは、傾聴力(話の聴き方)、実践演習	1日	2
						1日	0
		ロジカルトレーニング	論理的に考え、分かりやすく表現する知識や技術を身につけたい職員	論理的思考法とは、ロジカルシンキングの構造と手段、論理的な表現とは、相手に伝えるための方法	2日	1	
		CSクレーム対応	窓口部署に所属し、クレームに対応する能力を身につけたい職員	住民満足度向上とクレーム、クレーム対応コミュニケーションスキルアップ、悪質クレームへの対応	2日	1	
		政策形成	係長職1年以上で、政策の企画立案力、評価能力等を身につけたい職員	自治体職員としての見解を深める為、自治体おかれた最新の現状と課題について学ぶ。企画立案能力、評価能力等を養うため、政策形成過程を踏まえて、政策概要を作成する。	3日	20	
		ファシリテーション	係長職以上で会議の円滑な運営を図る必要のある職員	ファシリテーターとは、ファシリテーションスキルアップ、ファシリテーション演習	2日	0	
		係長コーチング	部下のいる職員	コーチングを学ぶ意義と手法について、部下の成長意欲を伸ばす、部下の自立精神を伸ばす、コーチング実践演習	2日	1	
管理職リスクマネジメント		課長職1年以上で、管理職に必要な管理能力を身につけたい職員	自治体を取り巻くリスクについて理解し、管理者として必要なリスクマネジメントの基礎を学ぶ	2日	14		
管理職クレーム対応		クレームに対応する能力を身につけたい管理職	クレームとは、クレームを起させないためには、二次クレームへの対応、クレーム対応コミュニケーションスキルアップ、クレームに対する組織的対応	1日	1		
管理職メディアトレーニング		管理職	危機発生時について、マスコミ対応について、記者会見演習	1日	1		
講師養成研修		講師養成研修(基礎科)	係長職以上	講義指導の基礎、講師に求められる態度、講義の効果的な進め方、講義の準備	2日	1	
	政策プレゼンテーション	講師養成研修(基礎科)を修了し、当該科目に登録予定の職員	階層別研修・能力向上部門実施科目「政策プレゼンテーション」を実際に体験したうえで、解決策の立案、提案を通じて、論理的かつ多面的思考・発想、説得力のある表現等の提案力を高めるための指導方法を学ぶ。	3日	0		
	中堅職員の役割	階層別研修・能力向上部門実施科目「中堅職員の役割」を実際に体験したうえで、中堅職員の役割を認識させ、OJT・コーチング等のコミュニケーション能力を身に付けるための指導方法を学ぶ。	3日	1			
法務研修・法律基礎部門	行政法Ⅰ	行政法の基礎的知識が必要とされる職員	行政と行政法、法律と行政の関係、行政行為、行政裁量等	3日	1		
	地方自治法	新任研修(Ⅰ期)を修了した職員で、地方自治法の知識が必要とされる職員	地方自治の意義とその保障、国と地方公共団体の役割分担等	3日	3		
	地方公務員法	新任研修(Ⅰ期)を修了した職員で、地方公務員法の知識が必要とされる職員	地方公務員の意義と種類、人事機関、職員に適用される基準、職員の身分保障と責任等	3日	2		
	民法Ⅰ	民法の基礎的知識が必要とされる職員	総則、物権、債権、親族、相続、事例演習	6日	4		
自治体経営研修	政策課題研究	原則として採用後5年以上	テーマに関する基調講義、自治体の現状と課題、政策形成論、調査・研究・報告書作成・発表	8日	2		
	政策法務	原則として採用後3年以上	政策法務概論、自治体政策、自治立法、法律・条例の解釈と執行、自治体争訟法務等	2日	2		
	立法法務	原則として採用後5年以上	自治体の現状と課題、政策法務論、研究・条例作成・報告書作成、成果発表	8日	2		
	地方財政	採用後1年以上	地方財政の財政に関する最新の動向、財政の意義と役割、地方財政の仕組み等	3日	1		
情報処理研修	表計算ソフト初級	当該ソフトの基礎操作の習得が必要とされる職員	基礎知識、データ入力、表の作成、数式の入力等	2日	12		
	プレゼンテーションソフト初級		PowerPointの基礎知識、基本的なプレゼンテーションの作成等	1日	6		
	データベースソフト初級		データベースソフトの基礎知識、データベース作成、テーブル・フィールドの作成等	2日	6		
	表計算ソフト中級		関数の利用、表作成の活用等	2日	20		
	表計算ソフト中級(関数編)		関数の入力、関数の活用	1日	3		
	表計算ソフト中級(データ分析編)		表作成の活用、データベースの活用、グラフの活用等	1日	3		
	表計算VBAマクロ		マクロ/VBAの基礎知識、マクロの記録と実行、相対参照と絶対参照、VBAの仕組み等	2日	5		
	文書作成ソフト(実践レイアウトテクニック編)		デザイン、レイアウトの基礎知識、イラスト・写真を使った紙面作り、配置、ドミニング等	1日	8		
専門職研修	保健師研修(偶数年実施)	保健師	コミュニケーションの重要性、話の聴き方、行動変容をおこす伝え方	1日	0		
	栄養士研修(奇数年実施)	栄養士	栄養士の役割、コミュニケーションの重要性等	1日			
	保育士研修	保育士	コミュニケーションの重要性、保護者とのかわり方、保護者対応スキルアップ	1日	2		
	建築構造科(奇数年実施)	営繕・建築指導等において、設計、工事監理、工事発注、設計審査(構造)等を担当する技術系職員	建築基準法の基本的概念、構造耐力関係規定の概要、鉄筋コンクリート造の構造審査、鉄骨造の構造審査、構造体検査について等	2日			

区分	研修名	対象者	主な研修内容、テーマ等	日数	受講人数(人)		
技術職研修	工事監理科	工事関係の技術系職員	公共工事の関連法規と品質について、グループ討議による事例研究、工事監理業務の運用について等	3日	4		
	工事検査科(偶数年実施)	検査員として業務に携わって2年未満の職員又は工事の監督業務に携わる職員	検査員の職務全般についての開設、工事及び設計委託等に関連する法令等	2日	1		
	CADソフト初級	当該ソフトの基礎操作の習得が必要とされる職員	Jw_cadの基本、コマンドの基本操作、RC造集合住宅の図面の作成等	2日	1		
	AutoCADソフト初級(偶数年実施)	当該ソフトの基礎操作の習得が必要とされ、操作をしたことがある職員	AutoCAD LTの基本、図形の作成及び修正、ツールの活用	1日	1		
総務・税務部門	例規作成実務科	法制担当として実務経験1年未満の職員	法令、例規の種類、条例・規則等の形式と構造、条例・規則等の用語の使い方、表現方法、条例・規則等の一部改正	2日	2		
	自治体債権管理回収科	原則として実務経験1年未満	自治体債権と債権管理回収、債権管理回収の具体的方法、訴訟等手続、強制執行、保全処分等	2日	2		
	人事科(偶数年実施)	原則として実務経験2年未満	任用総論、採用及び異動、昇任及び昇給、再任用、給与制度等	2日	1		
	会計科(偶数年実施)		歳入の意義、歳入の種類等	2日	1		
	広報科(偶数年実施)	実務経験2年未満	行政広報の役割、行政広報の最新の動向等	3日	1		
	情報システム調達導入科	システムに係る実務経験通算年数が2年未満の職員	情報システムの調達における基本的な流れ、情報システムに係る動向等	2日	5		
	民事訴訟科(奇数年実施)	民法I修了又は民法の基礎的知識を有する職員	自治体と民事訴訟、民事訴訟、民事執行等	3日			
	労働安全衛生科(奇数年実施)	原則として実務経験2年未満	労働安全衛生法の法令と対策、地方公共団体の安全衛生管理の現状、安全管理者、衛生管理者の役割等	2日			
	財政科(奇数年実施)		予算の意義、原則、予算編成の方法、予算見積書の作成等	2日			
	契約科(奇数年実施)		契約関係法解説、地方公共団体が締結する契約等	2日			
	税務部門	固定資産税科(初級)土地	実務経験1年未満	地方税法総則、課税事務、評価事務	2日	4	
		固定資産税科(初級)家屋		地方税法総則、課税事務、評価事務	2日	4	
		固定資産税科(初級)償却資産		地方税法総則、償却資産の課税、評価、調査、課税客体、納税義務者等	2日	1	
		個人住民税科(初級)		地方税法総則、個人住民税の課税事務	2日	4	
		法人住民税科(初級)		地方税法総則、法人住民税の課税事務	2日	2	
		徴収科(初級)		地方税概論、滞納整理の基本等	2日	3	
		固定資産税科(中級)土地		実務経験1年以上	地方税法総則関係事例演習、課税関係事例演習、評価関係事例演習	2日	1
		固定資産税科(中級)家屋			地方税法総則関係事例演習、課税関係事例演習	2日	3
		個人住民税科(中級)			地方税法総則関係事例演習、課税関係事例演習	2日	6
		法人住民税科(中級)(奇数年実施)			地方税法総則関係事例演習、課税関係事例演習	1日	
徴収科(中級)	財産調査関係演習、捜索関係事例演習	2日	3				
事業部門	廃棄物対策科	原則として実務経験2年未満	ごみ減量対策、廃棄物処理関連法規解説	2日	2		
	子育て支援科	子育て支援行政に携わる職員	子育て支援行政の現状と課題	1日	0		
	建築工事科	建築工事に携わる職員	積算基準等の説明及び積算の注意事項、監査基準、監査要領の説明及び現状での安全管理、チェックポイント等	2日	1		
	公園科(偶数年実施)	公園行政に携わる又は関連する職員	公園づくりの現状と課題、管理と運営等	1日	0		
	道路科(偶数年実施)	原則として実務経験2年未満	道路政策、都市道路行政、街路と街並みの景観、道路空間と防災等	3日	0		
	図書館科(偶数年実施)		図書館概論、レファレンス、障がい者奉仕、地域資料等	3日	2		
	学童保育・児童館科(偶数年実施)		最近の児童問題や放課後保育の課題、児童の心理の基礎知識等	3日	3		
	都市計画科(奇数年実施)		都市計画に関する基本的考え方、都市計画に関する法律や法体系、東京の都市計画の歴史等	3日			
	下水道科(奇数年実施)		下水道行政、事例研究	1日			
特別研修	人権啓発研修		第1回「同和問題」、第2回「子どもの人権」	半日	47		
	男女共同参画社会形成研修	全職員	男女共同参画社会の形成の現状と課題等	半日	47		
	メンタルヘルス研修		ストレスに関する基本的な知識等	半日	20		
	技能労務職研修	技能労務系職員	公務員倫理、職場における対人関係等のコミュニケーションを学ぶ	1日	1		
	講演会	全職員	第1回「声から考える、コミュニケーションが変わる」第2回「あなたが変われば、チームが変わる」第3回「今を受け入れ、今を越える」		56		
	管理職基礎力向上研修～決断力編～	管理職1年以上の職員	管理職に求められる判断力とは、決断に必要な観点と姿勢、決断のタイミング等	1日	0		
	管理職基礎力向上研修～調整力・交渉力編～		管理職に求められる調整力・交渉力とは、調整・交渉に必要な事前準備、周囲への配慮や働きかけ等	1日	0		
	要約力～まとめる力～	在職3年程度から11年程度	情報や考えをわかりやすくまとめるための手法や知識	1日	1		
	交渉力入門		交渉の基礎知識、交渉のステップ、交渉の実践演習	1日	2		
	住民協働の手法を学ぶ	住民参加の会議やワークショップ等に携わる職員	基礎自治体の職員として住民協働について考える、円滑な会議の企画・運営手法、円滑なワークショップの企画・運営手法	2日	5		
	管理職昇任前研修	係長職	管理職のマネジメント、組織文化の作り方、管理職としての渉外対応、財政・会計制度、議員との関係の築き方等	1日	0		
	福祉研修	障害者施策を担当する又は関連する職員	基礎講義、実践報告、事例研究	1日	2		
	女性活躍推進研修	在職6年程度以上の女性職員(主任・主事級)	女性の仕事道、身に付けておきたい仕事管理と自己管理、先輩職員に学ぶ	1日	2		
	職場で進める業務改善	課題意識をもち、業務改善に興味や意欲がある職員	基礎講義、事例研究	1日	2		
	防災講演会	全職員	災害時の避難所運営について	半日	11		
	調査研究成果発表シンポジウム		多摩・島しょ地域のレジリエンス～東京五輪が照らす多摩・島しょ地域の可能性と展望～	半日	10		
	ワークショップ「住民に確実に伝える情報発信」	住民への通知文、周知案内等による情報の発信に携わり、文章等を作成する職員	基礎講義、演習及び意見交換	半日	1		

3 東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修

区分	研修名	対象者	主な研修内容、テーマ等	日数	受講人数 (人)
近隣市 合同研修	職場開発セミナー	在籍3年程度	現代関係力事情、自分の対人関係のあり方に気付く、他者と協働するスキルを学ぶ等	2日	3
	保育士研修	保育士	子どもの安全はこうして守る、ワールドカフェ形式によるグループ討議、その他各市情報交換	1日	8
	経営シミュレーション研修	主に在職10年以下の主任・主事	目標管理の大切さ、組織運営力(コミュニケーション力)や役割遂行に求められるポイント	2日	4
	窓口英会話研修(奇数年実施)	全職員	基礎的な英会話の学習、窓口における応用性のある英会話対応の訓練	8日	3
	セクハラ相談員研修(偶数年実施)	ハラスメント相談員	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止の基礎知識、相談員の役割と心得等	1日	

4 その他の団体への派遣研修等

区分	実施期間	主な研修内容、テーマ等	受講人数 (人)
その他 派遣先	東京都職員研修所	行政法務科、民事法務科、不動産法務科	4
	特別区職員研修所	講演会等	25
	総務省統計研修所	統計入門課程等	1
	自治大学校	法制・経済、地方行財政論、公共政策論、行政経営論、演習、講師養成課目、その他	2
	国土交通大学校	建築構造審査、建築保全企画等	5
	東京消防庁	防火・防災管理者講習	0

【その他】

ア 通信教育研修 個人向け	(経費助成)	113人
イ 自主研究グループ	(助成金交付)	4グループ
ウ 職場研修助成	(講師謝礼)	18件
エ 資格取得経費助成		4人

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要

市の常勤職員は、東京都市町村職員共済組合に加入して、短期・長期給付を受けることができます。

【短期給付】

区分		概要
法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

【長期給付】

区分		概要
老齢・退職給付	老齢厚生年金 退職年金	原則として、組合員期間などが10年以上で、かつ、65歳以上であるとき
	障害給付	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったとき
遺族給付	公務障害年金	公務による病気やケガにより障害の状態になったとき
	遺族厚生年金 公務遺族年金	在職中又は退職後に死亡したとき 公務による病気やケガにより死亡したとき

【国民年金からの給付】(基礎年金)

区 分	概 要
老齢基礎年金	保険料納付済期間などが10年以上ある者が65歳になったとき
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある者が、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態になったとき
遺族基礎年金	被保険者又は老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その者に扶養されていた子(18歳の最初の3月31日までの間の子など)のある配偶者または子がいるとき

(2)職員共済会の運営状況(平成28年度)

調布市職員共済会を設置し、職員の健康増進、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。職員が負担する共済会会費(給料月額1000分の5)は慶弔費関係に、市からの交付金は慰安事業等で運営しています。

会員会費	交付金	会員数
26,260 千円	22,212 千円	1,475 人

※ 会員数には、市職員のほか監理団体職員などを含みます

(3)健康診断の実施状況(平成28年度)

区 分	受診者数
定期健康診断	942 人
大腸がん検診	438 人
胃検診	52 人
VDT検診	32 人

(4)公務災害の発生状況

区 分	公務災害	通勤災害
平成28年度災害件数	7 件	5 件
平成27年度災害件数	11 件	3 件

(5)メンタルヘルスへの対応

メンタルヘルスに対しては、市役所内の健康相談室に相談窓口を設けて随時相談を受付けており、産業医、専門相談員(精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士)及び保健師が相談に応じています。

また、年2回メンタルヘルス講習会を職員対象に実施しているほか、労働安全衛生委員会の機関紙を用いて職場におけるメンタルヘルス対策の推進を図っております。



(6)ハラスメントへの対応

平成23年度からセクシュアルハラスメントに加え、パワーハラスメントに対する相談窓口を整備しました。市役所の内部相談窓口のほかに、外部相談窓口を開設し、

随時相談を受付ける体制を整え対応しています。

また、市役所内には、ハラスメント苦情処理委員会が設けられており、ハラスメントに関する苦情を調査審議し公正な処理に当たることとしています。

外部相談受付状況(平成 28 年度)

区 分	件数	相談内容	備考
セクシュアルハラスメント	2 件	同僚等の言動等 2 件	—
パワーハラスメント	2 件	—	相談者が市への報告を求めているため内容は不明
セクシュアルハラスメント 及びパワーハラスメント	2 件	同僚等の言動等 2 件	—

12 東京都市公平委員会の業務状況

(1) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と事案処理状況(平成 28 年度)

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、東京都市公平委員会に対して、当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたもので、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としています。

【事案処理状況】

年度当初 係属件数	新規 申立件数	却下	取下げ	打切り	判 定				年度末 係属件数
					全部容認	一部容認	全部否認	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と事案処理状況(平成 28 年度)

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関し、東京都市公平委員会に対して、不服申立てをすることができます。この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたもので、職員が違法又は不当な処分を受けた場合に、その取消しを求める事後救済の制度となっています。

【事案処理状況】

年度当初 係属件数	新規 申立件数	却下	取下げ	打切り	判 定				年度末 係属件数
					処分承認	処分修正	処分取消	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(3) 人事管理に関する苦情処理の事案処理状況(平成 28 年度)

相談件数	処理件数	内 訳					年度末 未処理件数
		制度説明 及び助言	当局への 単なる伝達	当局を指導	打切り	その他	
1 件	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件